

能代市議会基本条例

逐条解説

能代市議会

目 次

| | |
|----------------------|---|
| 前文 | 1 |
| 第1条 目的 | 2 |
| 第2条 議会の活動原則 | 2 |
| 第3条 議員の活動原則 | 2 |
| 第4条 市長等と議会の関係 | 3 |
| 第5条 市民と議会との関係 | 3 |
| 第6条 議長と副議長の選出及び役割 | 3 |
| 第7条 会派 | 4 |
| 第8条 議員定数の在り方 | 4 |
| 第9条 委員会 | 5 |
| 第10条 議員間の自由討議 | 5 |
| 第11条 報告会の実施及び広報の充実 | 6 |
| 第12条 専門的知見の活用等 | 6 |
| 第13条 政治倫理の向上 | 6 |
| 第14条 議会費の協議 | 7 |
| 第15条 政務活動費の支出 | 7 |
| 第16条 政策の立案及び提言 | 7 |
| 第17条 議会改革の協議の場の設置 | 7 |
| 第18条 議会事務局の機能強化 | 8 |
| 第19条 議員の研修 | 8 |
| 第20条 他の地方公共団体の議会との連携 | 8 |
| 第21条 緊急事態への対応 | 8 |
| 第22条 他の条例等との関係 | 9 |
| 第23条 見直し手続 | 9 |

前 文

わたしたちの能代市は、北に世界自然遺産白神山地を望み、西に雄大な日本海と風の松原が広がり、地域を潤す米代川、四季を彩るきみまち阪など、美しく豊かな自然に恵まれている。

能代市議会は、市民がこのすばらしい自然と歴史・文化の豊かなまちに住むことに誇りを持つこと、そして、「わ」のまち能代の発展と市民の健康で幸せな暮らしを目指さなければならない。

地方公共団体は、地方分権一括法^{※1}が施行され、地域の自主性及び自立性の高まりを期待される中であって、議会は、二元代表制^{※2}の一翼として、市民の意思を的確に捉え、地域課題を研究し、議会の役割、責務の重要性を認識し、市民の負託に全力で応えていかなければならない。

能代市議会は、議会の公正性及び透明性並びに議会機能を高めることにより、市民福祉の増進を図るとともに、将来にわたり市全体の持続的な発展に寄与することをここに決意し、この条例を制定する。

【趣旨】この条例を制定するに至った背景や決意を述べています。

【解説】地方自治体が地域の自主性や自立性が求められる時代に、議会は、二元代表制の一翼として多様な民意を的確に捉え、地域の課題を研究し、市民の皆様の負託に応えていかなければならないことを明記しています。

議会の公正性と透明性や、市政運営の監視機能及び立法機能を高め、これまで以上に市民福祉の増進、市全体の持続的な発展に寄与していくとする議会の決意を述べています。

その礎となる、議会及び議員の活動原則や議会運営の基本的事項を明確にして実践するため、本条例を制定するものです。

※1 地方分権一括法とは

中央集権的な行政の在り方を見直し、国から地方へ権限や財源の移譲を進める法律の総称です。これにより国と地方の役割分担の明確化、機関委任事務制度の廃止、国の関与のルール化等が図られました。地方公共団体は自らの判断と責任により、地域の実情に沿った行政を展開していくことが大いに期待されています。

※2 二元代表制とは

議員と市長の両方を、住民が直接選挙によって選ぶ制度です。二元代表制の特徴として、議員と市長は、ともに住民を代表し、独立・対等の立場で緊張感を保ち、互いに抑制・均衡しながら自治体運営を行うことにあります。

(目的)

第1条 この条例は、能代市議会（以下「議会」という。）及び能代市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則等に関する基本的事項を定めることにより、議会がその機能を強化するとともに市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

【趣旨】 この条例を制定する目的を定めています。

【解説】 前文で述べた議会の決意等を踏まえ、議会及び議員が守るべき基本的事項を条例として定め、明らかにすることにより、議会の機能強化を図り、市民の皆様の負託に的確に応えることを目指します。これにより、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することをこの条例の目的としています。

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）による市政運営が適切に行われているかを監視すること。
- (2) 公正性及び透明性を確保し、市民に分かりやすい議会活動を行うこと。

【趣旨】 第1条の目的を果たすため、議会の基本的な活動原則を定めています。

【解説】 (1) 議会の基本的な活動原則は、二元代表制の一翼としての役割の一つである、市政運営が適切に行われているかを監視することです。
(2) 議会が活動する上で守るべきは、市民の皆様から疑念や疑惑を抱かれることのないよう、公正性及び透明性を確保することや、市民に分かりやすい活動を行っていくことです。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市民から直接選挙で選ばれた公職である議員として、誠実かつ公正に職責を果たすこと。
- (2) 市民の意見を的確に把握し、諸課題の調査研究及びその解決に努めること。
- (3) 自らの資質向上に努め、研さんを積むこと。
- (4) 一部団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

【趣旨】 議会を構成する議員の基本的な活動原則を定めています。

【解説】 (1) 議員は、市民の直接選挙により選ばれた議員であることから、誠実かつ公正にその職責を果たさなければなりません。

(2) 議員は、市政等に対する市民の皆様の多様な意見を的確に把握し、様々な課題の調査研究及び解決するよう努めていきます。

(3) 議員は、市政が直面するあらゆる分野の諸課題に対して、的確な判断を行うことができるよう、常日頃より自らの資質の向上及び研さんを積みます。

(4) 議員は、一部の団体及び地域の代表にとどまるのではなく、常に市民全体の福祉の向上を目指して活動します。

(市長等と議会との関係)

第4条 議会は、二元代表制の下、市長等と常に緊張ある関係を保ちつつ、議論を尽くし、議事機関としての役割を果たしていくものとする。

【趣旨】 市長等と議会がどのような関係にあるべきかを定めています。

【解説】 議会と市長は二元代表制の下、常に対等で緊張ある関係を保ち、議会は、共に市政の諸課題の解決のために議論を尽くし、議事機関としてその役割を果たしていきます。

(市民と議会との関係)

第5条 議会は、議会活動に関する情報や議会が有する情報の積極的な提供に努め、透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

2 議会は、市民が会議等を傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。

【趣旨】 市民と議会との関係について定めています。

【解説】 議会は、市民の皆様に対し、積極的に議会活動等に関する情報を提供することにより、情報の透明性を高め、説明責任を果たしていきます。

市民の皆様が会議等の傍聴については、できる限り傍聴しやすい環境整備に努めます。

(議長と副議長の選出及び役割)

第6条 議長及び副議長の選挙において当選した議員が就任を承諾する場合は、当選の告知後、ただちに承諾のあいさつと所信の表明をしなければならない。

2 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行うものとする。

3 前項の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第106条第1項の規定による副議長が議長の職務を行う場合に準用する。

【趣旨】正副議長の選出時の在り方と議会の代表である議長の基本的な方針を定めています。

【解説】議長及び副議長は、それぞれの職務に就任の際は、承諾のあいさつと所信表明をします。

議長は、議会の代表者として、特定の意見や議員・会派に偏ることなく、中立公正な職務遂行に努め、議会の品位を保ち、民主的かつ効率的な議会運営を行っていきます。事情により副議長が議長の職務を行う場合も同様です。

（会派）※3

第7条 議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。

2 会派は、同一の理念及び政策を共有する議員で構成する。

3 会派は、政策の立案、提言等に際し、必要に応じて会派間の調整に努めるものとする。

【趣旨】会派の結成、活動などについて定めています。

【解説】議員がより円滑な議員活動を行えるよう、会派を結成することができます。

その構成は、同一の理念及び政策を共有する議員によることとしています。

議会から市長等に政策の立案、提言等をする場合は、合議体としてその合意形成に努めるため、必要に応じて会派間で調整を図っていきます。

※3 会派とは

一般的に、共通する政策や理念を有する2人以上の議員の集まりのことをいいます。

（議員定数の在り方）

第8条 議会は、議員定数の在り方について、改正の検討をしようとするときは、適宜必要な人数を検証し、必要に応じて協議の場を設けなければならない。

【趣旨】議員定数の在り方について、改正を検討する場合の対応を定めています。

【解説】議員定数は、広く市民の意見を反映させるという議会の役割に影響を及ぼすとともに、常任委員会の数や委員数を規定し、審議等の在り方も左右します。改正を検討する場合は、必要な人数であるか適宜検証し、必要により協議の場を設けて行います。

（委員会）※4

第9条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下これらを「委員会」という。）は、その特性を生かした活動に努めるものとする。

- 2 委員会の委員長及び副委員長は、中立公正で円滑な委員会の運営に努めるものとする。
- 3 委員会は、会議を公開するよう努めるものとする。

【趣旨】 委員会の活動原則を定めています。

【解説】 委員会の活動は、それぞれ担当している部門の特性を生かした活動に努めます。委員長及び副委員長は、中立公正で円滑な委員会運営に努めるほか、会議を公開するよう努めます。

※4 委員会とは

委員会には、本会議から付託（審査等を委託）された案件を専門的かつ詳細に審査したり、所管事務の調査を行う常任委員会と、議会運営に関する事項の調査などを行う議会運営委員会のほか、議会の議決により特定の事件について審査する特別委員会があります。

（議員間の自由討議）※5

第10条 議会は、委員会において、必要に応じて議員間の活発な討議を尽くし、合意形成に努めるものとする。

【趣旨】 委員会における自由討議について定めています。

【解説】 委員会では、必要に応じて議員間の活発な討議（自由討議）を行い、合意形成に努めます。

議員間討議の導入にあっては、その方法及び意思決定までの在り方など具体的な仕組みづくりを進めていきます。

※5 議員間の自由討議とは

議案や請願陳情の審査、所管事務の調査において抽出したテーマを議員間で自由に討議するものです。自由討議といっても自由気ままに議論するのではなく、審査においては論点や争点を明確にするほか、所管事務における優先課題について議員間で意見を出し合い、政策にまとめることなどが期待されます。

（報告会の実施及び広報の充実）

第11条 議会は、市民に報告する場及び市民からの意見を聴く場として、議会報告会を行うものとする。

- 2 議会は、広報紙その他多様な情報媒体を有効に活用し、議会の活動状況を市民に分かりやすく、かつ、速やかに伝えるとともに、積極的な情報発信に努めるものとする。

【趣旨】 議会報告会の実施及び情報発信について定めています。

【解説】 議会は、市民の皆様に市政及び議会活動等について報告するとともに、市政に対する率直な意見を聴く場として、平成 29 年度から議会報告会を実施しています。

また、定例会ごとに市議会だよりを発行しているほか、本会議のライブ配信や市ホームページにより、会議録の閲覧や会議の開催周知などを行っています。

今後も積極的な情報発信に努めていきます。

（専門的知見の活用等）

第 12 条 議会は、公聴会及び参考人並びに法第 100 条の 2 に規定する学識経験者等による専門的事項に係る調査を活用して、市民の意見及び専門的知見を審議等に反映させるよう努めるものとする。

【趣旨】 公聴会、参考人意見及び専門的知見の活用等について定めています。

【解説】 議案の審議等に必要の場合は、公聴会の開催、参考人の意見聴取及び学識経験者等による専門的知見の活用を図り、審議等をより深めるとともに、それらの意見や専門的知見を審議等に反映させるよう努めます。

（政治倫理の向上）

第 13 条 議員は、市民の負託に応えるため、政治倫理の向上と確立に努めなければならない。

【趣旨】 議員の政治倫理について定めています。

【解説】 議員は、市民の代表として与えられた権限と責任を深く認識し、市民の皆様の負託に応えるため、政治倫理の向上と確立に努めます。

当市議会は、平成 19 年に能代市議会議員政治倫理条例を定めています。

（議会費の協議）

第 14 条 議長は、より円滑で適正な議会の運営及び活動を実現するため、更なる議会の機能強化に必要な予算の確保について、市長と協議することができるものとする。

【趣旨】 議会活動に必要な予算の確保について定めています。

【解説】 議長は、円滑で適正な議会運営及び議会の審査や調査などの活動等の実現のための予算、及び更なる機能強化のために必要な予算を確保するため、予算編成の権限を有する市長と協議することができることを定めています。

(政務活動費の支出)

第15条 議員は、政務活動費が議員の調査研究その他の活動に資するために交付されるものであることを認識し、適正に支出しなければならない。

【趣旨】 政務活動費の支出の在り方について定めています。

【解説】 政務活動費の交付等については、平成25年に能代市議会政務活動費の交付に関する条例を定めています。政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するため交付されるものであることを認識し、適正に支出していきます。

(政策の立案及び提言)

第16条 議会は、政策立案機能の強化に努めるとともに、必要に応じて政策を立案し、市長等に対し提言をするよう努めなければならない。

【趣旨】 政策立案の方針を定めています。

【解説】 議会は、政策立案機能の強化を図り、必要に応じて政策を立案します。これを市長等に提言し、実際の予算や施策に結びつけるよう努めます。

(議会改革の協議の場の設置)

第17条 議会は、議会の在り方を検証し、議会改革に取り組むため、必要に応じて協議の場を設けることができる。

【趣旨】 議会改革のための協議の場の設置について定めています。

【解説】 議会は、議会の在り方が市民ニーズや社会情勢に適応したものであるか、常に検証しながら議会改革に取り組むこととし、必要に応じて協議の場を設けることができます。

(議会事務局の機能強化)

第18条 議長は、円滑かつ効率的な議会運営のほか、議会の政策立案に資するため、法第138条第2項及び能代市議会事務局設置条例（平成18年能代市条例第202号）の規定により設置する議会事務局の機能強化に努めるものとする。

【趣旨】 市議会に設置している議会事務局の在り方について定めています。

【解説】 議長は、円滑かつ効率的な議会運営に資するほか、政策立案を行うため、様々な調査研究等が必要になります。そのため、議会活動を支える議会事務局の調査能力及び法務能力を高めるなどの機能強化に努めます。

(議員の研修)

第19条 議会は、議会の機能強化及び議員の政策立案能力の向上を図るため、議員研修の充実に努めるものとする。

【趣旨】第3条の議員の活動原則で、議員は、自らの資質向上に努め、研さんを積むこととしていますが、そのための研修等の機会の提供等について定めています。

【解説】議会が与えられた責任を果たすためには、議会の機能強化と議員一人ひとりが資質の向上に努めることが必要です。そのための議員研修の情報提供や実施に努めます。

(他の地方公共団体の議会との連携)

第20条 議会は、議会活動の向上に資するため、必要に応じて他の地方公共団体の議会との連携に努めるものとする。

【趣旨】議会活動向上のため、他の地方公共団体議会との連携について定めています。

【解説】議会は、議会活動の向上に資するために、必要に応じて他の地方公共団体議会との連携を図るよう努めます。

(緊急事態への対応)

第21条 議会は、災害等緊急事態の発生に際し、市長と連携するとともに、議長が別に定めるところにより、議会の役割を踏まえた必要な対応に努めるものとする。

【趣旨】災害等緊急事態の発生に備えた対応の方針について定めています。

【解説】大規模災害等が発生した場合、市長は災害対策本部を設置し対応に当たりますが、議会も一丸となって対応していく必要があります。議会は、市長と連携するとともに、議会の役割を踏まえ、必要な対応を図るよう努めます。

(他の条例等との関係)

第22条 議会は、議会に関する他の条例等を制定又は改廃するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例の規定との整合性を図るものとする。

【趣旨】本条例と関係する条例等との整合性について定めています。

【解説】この条例は、議会の基本となる条例であることから、この条例に關係する他の条例や規則、規程等の制定、改廃があった場合は、その内容を確認し、この条例との整合性を図っていきます。

(見直し手続)

第23条 議会は、この条例の目的が達成されているか検証を行うとともに、見直しが必要と認めるときは適切な措置を講ずるものとする。

【趣旨】 本条例の検証と見直しについて定めています。

【解説】 議会は、この条例の目的が達成されているかについて検証を行います。

見直しが必要な場合は適切な措置を講じていきます。

制定 令和4年4月1日